



鳥取県公報

平成 23 年 6 月 17 日 (金)
第 8 3 0 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可 (359) (農地・水保全課) 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 2
- ◇ 雑 報 鳥取県市町村職員共済組合に係る平成22年度の決算の要旨 (自治振興課) 4

告 示

鳥取県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東郷土地改良区の定款の変更を平成23年6月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

運転免許証両面コピーシステム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 調達案件に係る賃貸借期間及び保守期間

平成23年10月1日から平成29年9月30日まで

(4) 納入期限

平成23年9月30日（金）

(5) 納入場所

次に掲げる場所にそれぞれ納入すること。

ア 鳥取市千代水二丁目8 東部地区運転免許センター

イ 東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 鳥取県自動車運転免許試験場

ウ 米子市上福原1272-2 西部地区運転免許センター

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、調達案件に係る機器設定及び搬入設置調整に要する費用、(3)の期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における機器の撤去、処分その他の費用を含む。）並びに保守料について3か所の合計金額を(3)の期間（72月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年7月4日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成23年6月17日(金)から同年7月27日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成23年6月17日(金)から同月30日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年7月27日(水)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(火)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年7月13日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に72月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に72月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年6月17日

鳥取県市町村職員共済組合 小 林 昌 司

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般		市町村長	特定消防	長 期	任意継続	計
組 合 員 数 (人)	6,454	(154)	19	705	1	183	7,362
給 料 月 額 (千円)	長期	2,116,011 (46,774)	11,752	231,685	464		2,359,912
	短期	2,118,621 (47,559)	13,951	231,685	464	54,155	2,418,876
一人当たり給料月額 (円)	長期	327,860 (303,724)	618,500	328,631	463,700		328,724
	短期	328,264 (308,823)	734,257	328,631	463,700	295,931	328,562

() は特別職を内書

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人 員	8	5	34	5	1	1	54

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
入	負担金	2,131,172	6,946,155		75,582	132,622			
	掛金	2,140,741	3,397,974			128,512			
	施設収入・商品売上					846,580			
	利息及び配当金	123		94,496	86	153	323	154,840	21
	その他の収入	364,714			30,973	31,909	118,421	25,705	84,550
	他経理からの繰入				13,940		109,621		
	前年度支払準備金	331,903							
	計	4,968,653	10,344,129	94,496	120,581	293,196	1,074,945	180,545	84,550
支 出	給付	2,133,225							
	役職員給与				59,976	25,367	326,981	44,583	3,634
	旅費・事務費				4,879	2,745	6,122	5,199	610
	商品仕入						27,121		
	飲食材料費						206,815		
	委託費				1,440	1,794	11,536	1,208	37
	支払利息			94,496			9,915	81,929	75,974
	連合会払込金・連合会拠出金	280,732							3,574
	老人保健拠出金	36							
	退職者給付拠出金	124,413							
	前期高齢者納付金	919,932							
	後期高齢者支援金	666,698							
	介護納付金	284,318							
	他経理へ繰入	13,940				109,621			
	その他の支出	4,675	10,344,129		53,098	148,989	466,629	19,728	1,141
次年度支払準備金	317,399								
計	4,745,368	10,344,129	94,496	119,393	288,516	1,055,119	152,647	84,970	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	223,285	0	0	1,188	4,680	19,826	27,898	△ 420	△ 1,234

(2) 貸借対照表の要旨 (単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	737,383	547,777	264,981	135,193	263,596	616,519	3,435,677	46,303
	固定資産			3,774,343	578	226	2,613,472	7,675,307	2,861,707
	繰延資産								
資 産 合 計	737,383	547,777	4,039,324	135,771	263,822	3,229,991	11,110,984	2,908,010	
負 債	流動負債	181,420	547,777		4,987	14,527	54,857	10,315,605	192
	固定負債	317,399		4,039,324	94,257	57,444	648,060	27,231	2,902,375
	負債合計	498,819	547,777	4,039,324	99,244	71,971	702,917	10,342,836	2,902,567
純 資 産	資本剰余金						2,456,377		
	利益剰余金	238,564			36,527	191,851	70,697	768,148	5,443
	純資産合計	238,564	0	0	36,527	191,851	2,527,074	768,148	5,443
負債・純資産合計	737,383	547,777	4,039,324	135,771	263,822	3,229,991	11,110,984	2,908,010	